年以下 不法投棄を行った者は、 の懲役または1千 方円 5

れな

ものとなります

自分の土地でも不法投棄といを山積みすることは、たとえ うことになり 掘って埋めたり、 罰 大量のごみ

> に処分するより せるには、

だりに廃棄物を捨ててはなら する法律では、 る法律では、「何人も、み廃棄物の処理及び清掃に関 います

全ての廃棄物に適用されま 一般廃棄物を含めた 産業廃棄物に して廃棄物を 「不法投棄」 法投棄は、 な環境汚染を引き起こします ■環境汚染を引き起こし もたらす問題 不法投棄が 廃棄物の不法投棄は、 とりわけ産業廃棄物の不 例えば、

様々

投棄することを

この規定に反

染す 物の山から有害物質が地 すべき問題です。 大きな影響を与える憂慮 中にしみ出し地下 私たちの生活環境に る可能性があるな 水を汚

る施設は、

県等の許可が必要 めることができ

物を埋

設置してあります。

看板等のないところに穴を

必ずそれを示す看板や囲いが

許可を得ている箇所には

限らず、

この規定は、

ます。

去して元の状態に回復さ な費用と長期の時間を要 ■原状回復には多大な費 投棄された廃棄物を撤 用がかかります 経済的損失も計 初めから適正 ŧ 廃棄 多大

残念です…不法に捨てられた廃棄物

▼出入り場所に鉄板が敷かれた

重機がある

▼数日前から穴を掘るため

 \mathcal{O}

▼突然大きな穴が掘られた

▼捨てられた廃棄物は何? 毎日地形が変わっている ▼昼間現場に人がいないが 車のナンバーは? 捨てられた場所はどこ? つ頃からの話か? のポ イントは? は誰

> ●不法投棄の通報先● §本宮市役所

> > §白沢総合支所

§本宮警察署

☎33-1111 **2**344-2111

不法投棄につ

ながるよう

な周辺状況の変化は?

市民福祉課 生活安全課 **☎**33-3110 §福島県 県北地方振興局 県民環境部 環境課

☎024-521-7539 §福島県警察本部 生活安全部 生活環境課

生活安全課

☎024-522-2151

い環境を

对させない

許さな はこれが併科されます。以下の罰金に処せられ、 人の場合、 世代に継承するため

未遂行為も対象です) 1億円以下 また O法 罰

金。

不法投棄とは

実施していますが行政だけの止するため様々な取り組みを 対応には限界もあります。 「不法投棄は絶対させない 市民の皆さん一人ひとりが 市や県では、 不法投棄を防

必要で 防止の環を広げていくことが 許さない」という意識を持 総ぐるみで監視し、

兆候が見られたら不法投棄の 可能性があり 以下のチェックポイ ます。

> 間は?捨てられやすい場所や時 チェックポイントへ法投棄の

▼民家等が近くになく、 周辺

ろで、大型ダンプ等が通る道▼主要道から少し入ったとこから見通しが悪い 幅がある

夜間や早朝に行われやす 目につくのを避けるため、

三瓶清光さん (松沢字糀屋) **☎**44-2847

山崎敏雄さん (岩根字小山) **☎**39-2539

めの早期の段階でやめさせる わずに通報してください ことが重要ですので、 廃棄物を捨てる前、 ためら 捨て始

見つけたら通報を不法投棄を

お願いしています。棄の監視員として監視を棄の監視員として監視を

を投

③売却 🗸 ①団体登録 資源回収団体 本 回収業者 ④交付申請 宮 ⑤報償金交付 市 ②資源回収

市内の家庭

●登録から報償金交付までの流れ

- ①市に資源回収団体の登録を行い ます。
- ②各家庭から資源物の回収を行い ます。
- (回収業者と事前に打ち合わせを 行ってください。)
- ③資源物を回収業者に売却します。 ④回収量のわかる明細を添付して、 市に交付申請します。
- ⑤市から報償金が交付されます。 ※団体の代表者の変更や口座の変更があ りましたら、その都度お知らせください。

●資源回収対象品目

★古紙類:新聞紙・雑誌・ ダンボール、牛乳パック

★ビン類:酒ビン、ビール瓶等 ★金属類:アルミ缶、スチール缶 ★布 類

▲資源回収を行う和田小学校 PTA のみなさん れ、 ます 交付しています。 現在、

皆さんも参加してみませ

収している団体に、報償金を再生利用可能なごみを集団回を図るため家庭から出された ます。 活用や、ごみの減量化が図らただくことで、資源物の有効 化に協力していただいてい体の登録があり、ごみの減量 6円の報償金が交付されま した団体には、 集団資源回収を実施して ごみ処理費用も軽減でき また、集団回収を実施 1キロあたり ごみの減量化 50 団

生ごみ処理機を購入しませんか? 市では購入費の一部を助成します

生ごみ処理機を購入して、家庭からごみの減量化・堆肥化を図り、資源の再利 用に協力していただいた方に対して、報償金(もとみや商品券・しらさわ商品券) を交付しています。

◆問い合わせ先 生活安全課 環境保全係 (☎内線114)

区 分	交 付 額
電動式生ごみ処理機	購入価格の1/2 (上限2万円)
生ごみ処理機(コンポスト) EM ぽかし容器	購入価格の1/2 (上限2千円)

出してください。(印鑑をご持参くが生ごみ処理機のカタログを添えて、 申請手続きは、 (印鑑をご持参ください) 報償金交付申請書に、 左記窓口に提 領収書と

X

に向けて

※申請書は、 ムページからもダウンロ